

議案第 28 号

三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について

三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を
次のとおり定める。

令和元年 8 月 23 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年三田町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第22条第1項及び第25条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員等の旅費に関する条例（昭和56年三田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条第1号から第4号まで」に改める。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。